

だけで簡単に資格が取れます」「近々国家資格になります」「就職に有利です」などと勧誘し、講座の受講や高額な教材の購入を迫るものです。

資格商法アレコレ

行政書士、旅行業務取扱主任者、宅地建物取引主任者、中小企業診断士などの資格講座・教材が主なものですが、最近ではネイリストの資格などもあります。

資格商法の二次被害

過去に資格講座関連の契約をしたことのある人が、「過去の講座が終了していないので必要です」と以前の契約が継続しているかのように言われて新たな講座を勧誘されたり、「解約するには手続が必要です」などと偽りの説明を受け解約手数料を払わされたりする『二次被害』のトラブルも増加しています。

予防と対策

○契約する意思がないのなら、毅然とした態度できっぱりと断りましょう。

○契約した業者から講座に必要な商品等が引き渡され、支払いが終わっていけば、たとえ資格を取得していなくても契約は終了しており、継続や終了の手続き費用は要りません。

○電話勧誘で契約した場合、契

約書面を受け取った日から8日間のクーリング・オフ期間があります。困った時は、すぐに最寄りの相談窓口に相談しましょう。

消費生活に関する相談窓口

愛媛県消費生活センター

☎089・925・3700

保育所入所申込書の配布・受付を行います

町民課 内線217

配布・受付期間

12月1日～12月27日

(27日は保育所のみ)

入所を希望される方は、町民課または町内各保育所に備え付けてある「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」に必要事項をご記入の上、希望する保育所に提出ください。(継続入所の場合は、「家庭状況申告書」のみで結構です)例年より早くなっていますので、ご注意ください。

このときに、保護者の就労状況にに応じて「雇用証明書」、その年の源泉徴収票の写し(または確定申告の写し)の提出が必要です。なお、源泉徴収票および確定申告の写しについて受付期間中に提出できない場合は、後日でも問題ありませんが、必ず

「ご意見箱」から

◎ご意見

合併して住民サービスが悪くなりました。

◎回答

ひっぽく
財政が逼迫し、また、地方分権により県からいろいろな事務が移譲される中で、自主財源の少ない小さな自治体が存続することは極めて難しい状況です。「お互い手を取り合って、何とか頑張ろう。」ということで、鬼北町が誕生しました。特に日吉地区は役場が支所になったことで、今まで日吉村の中で済んでいたことが、近永まで行かなければならない場合もあり、サービスが悪くなったと感じておられる方が多いのではないのでしょうか。町としても、住民の皆様とともに鬼北町をより住みよい町にするために、できる限りの努力をしていきます。支所、公民館を大いにご利用いただき、ご協力をお願いします。

揃い次第提出してください。

なお、定員に余裕がない場合や必要書類がすべて提出されない場合は希望する保育所に入所できないことがあります。

また、年度途中において、やむを得ない事情により家庭で子どもを保育することができなくなった場合は、随時入所申込書の受付を行います。

保育所入所基準

○児童の親が家庭外で仕事をする
ことが普通なので、その児童の保育ができない場合

○児童の親が家庭で児童と離れて

日常の家事以外の仕事をする
ことが普通なので、その児童の保育ができない場合

○死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

○親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるなど、その児童の保育ができない場合

○その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

○火災、風水害、地震などの災